

量的制限の対象となる液体物のリスト

平成19年4月27日現在 国土交通省航空保安対策室

我が国を出発する全ての国際線において平成19年3月1日から導入される航空機内への液体物の持込制限について、対象となる液体物の分類及び代表例を以下に掲載します。制限される液体物等の判断を容易にするため、例外扱いされるもの、対象外となるものについては末尾の表に参考として掲載してあります。なお、本表は、実際の運用状況等に応じて今後も適宜更新される予定です。

以下の点について、ご注意ください。

- ① 液体物には、「液体」に加え「ジェル類」及び「エアゾール（煙霧質）」が含まれ、半液体状物（容器に入れないとその形状を保てない物）も量的制限の対象となります。
- ② 量的制限の対象となる液体物等であっても、**保安検査後の搭乗待合エリア（クリーンエリア）**で購入したものは、**客室内への持ち込みが可能**です。
- ③ 航空法第86条第1項の国土交通省令（航空法施行規則第194条）で定める**輸送禁止物件**に該当する火薬類、高圧ガス、引火性液体、可燃性物質類、酸化性物質類、毒物類、放射性物質等、腐食性物質、その他有害物件、凶器については、**従前通り航空機内への持ち込みが禁止**されています。
- ④ 量的制限対象品についての**具体的な判断は、最終的には、保安検査場における検査員が行います**ので、旅客の皆様は**検査員の指示に従ってください**。
- ⑤ 以下は代表例であり、液体含有量が少ない場合一部持ち込みが認められることがありますが、保安検査の効率化、混乱防止や海外において同様の扱いを保証するものではないことから、**可能な限り、スーツケース等の中に入れ、カウンターで受託手荷物として預入れ頂きますようお願い致します。**

新ルールの概要については、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

品目	代表例	客室内持ち込みの可否
食品類		
果実飲料	果汁100%飲料、果汁飲料（つぶつぶオレンジ）、果肉飲料（ネクター）、野菜ジュース、トマトジュース、果汁フレーバー入り飲料	可能（ただし、100ml以下の個々の容器で、それらの容器を1リットル以下のジッパー付き透明プラスチック袋に入れてください。）
清涼飲料	コーラ、ラムネ、サイダー、ジンジャーエール、ノンアルコールビール、ソーダ、コーヒー、ココア、紅茶、日本茶、中国茶、水、炭酸水、スポーツドリンク、栄養ドリンク、ビネガードリンク、スポーツ用ゼリー飲料	
乳飲料	牛乳、豆乳、乳酸（菌）飲料、ミルクセーキ、ラクトフルーツ、乳清飲料	
アルコール飲料 ※従来どおり、アルコール度数が70%を超えるアルコール飲料は客室内への持ち込み及び受託手荷物での取扱いができません	清酒、焼酎、みりん、ビール、果実酒、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、リキュール、発泡酒	
調味料	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【醤油、低カロリー甘味料シロップ、味噌、食酢、合わせ酢、みりん風調味料、液体だし、ソース、ケチャップ、たれ（焼き肉、すき焼き、餃子、田楽、丼）、マヨネーズ、ドレッシング、練りからし、練りわさび、つゆ、中華調味料（コチ醤、豆板醤、オイスターソース）、もみじおろし、おろし生姜、おろしにんにく、タバスコ、ゆず胡椒】 ※ 乾燥香辛料（唐辛子、胡椒、カレー粉、乾燥ネギ等）を除く ※ 少量濃縮汁（乾麺付属パック汁、鰻のタレ等）を除く	
食用油	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【胡麻油、サラダ油、天ぷら油、ラード、オリーブ油、ネギ油、ラー油、ガーリックオイル、ショートニング】	

品目	代表例	客室内持ち込みの可否
スプレッド類 (パンなどに塗って食べるジャムなど)	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【ピーナッツバター、チョコクリーム、カスタードクリーム、バタークリーム、ジャム、マーマレード、フルーツソース、ビザソース、サンドイッチスプレッド】	可能(ただし、100ml以下の個々の容器で、それらの容器を1リットル以下のジッパー付き透明プラスチック袋に入れてください)
乳製品	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【マーガリン、スキムミルク、コンデンスミルク、ホイップクリーム、生クリーム、サワークリーム】	
調理品	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、レトルトパック詰め、ふくら詰め 【カレー、シチュー、中華料理の素、ませご飯の素、雑炊、リゾット、おかゆ、中華粥、クッパ、からし高菜】	
スープ	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、レトルトパック詰め 【コーンクリームスープ、クラムチャウダースープ、ポタージュスープ、パンプキンスープ】 ※固形、顆粒状(コンソメ、スープストック、鶏ガラスープ等)を除く	
菓子作り等材料	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、チューブ容器詰め 【蜂蜜、水飴、ガムシロップ、ケーキシロップ、カクテルシロップ、練りあん、こしあん、バニラエッセンス】	
漬け物・佃煮(しぐれ煮)・加工水産(塩蔵魚介類)	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、真空パック詰め 【塩辛、塩漬け、しば漬け、ぬか漬け、小魚・貝・小エビ・海苔・昆布・肉の煮詰めた物、甘露煮、キムチ、らっきょう、スタッルドオリーブ、酢漬け梅干し、福神漬け】 ※干し梅、かりかり梅など含有される液体が非常に少ない物を除く	
水物	以下のプラスチック容器詰め、真空パック詰め 【豆腐、こんにゃく、生湯葉、ところてん、生麩、生春雨】	
その他の缶詰め	野菜缶詰め、果実・デザート缶(みつまめ、あんみつを含む)、うずらの卵、おでん缶詰、栗甘露煮缶 ※水産缶詰め(シーチキン、蟹缶、魚肉油漬缶)、畜産缶詰め(コンビーフ、ハム、ソーセージ)など含有される液体が非常に少ない物は除く	
デザート・ヨーグルト	プリン、ババロア、ゼリー、ムース、みつ豆、おしるこ、ぜんざい、杏仁豆腐、あんみつ、栗ぜんざい、ミニゼリー、飲むゼリー、ヨーグルト、飲むヨーグルト、ヤクルトミルミル、シェイク、スムージー	
アイスクリーム類	アイスクリーム、かき氷、氷類	
健康食品・栄養保健食品	以下の瓶詰め、プラスチック容器詰め、真空パック詰め、チューブ容器詰め、カプセル詰め ブルーネエキス、高麗人参エキス、梅肉エキス、ローヤルゼリー、薬用酒(漢方酒)、ドリンク剤	

品目	代表例	客室内持ち込みの可否
化粧品類（非放射性のもの）		
エアゾールスプレー類 ※スポーツ用品・日用品のエアゾール（非引火性で、毒性・腐食性のないもの）に限ります	噴霧剤、噴霧器、ガスボンベ式スプレー（圧縮した高圧の機体を鉄製の容器にいれ、噴霧させるスプレー）	可能（ただし、100ml以下の個々の容器で、それらの容器を1リットル以下のジッパー付き透明プラスチック袋に入れてください。）
クリーム、ローション類	軟膏、救急用塗り薬、日焼けローション、保湿クリーム、ハンドクリーム、薬用クリーム（医薬部外品）、化粧水、液状コンシーラー、化粧下地クリーム、ボディローション、スキンローション	
泡風呂等入浴剤（液状、ジェル状）	※顆粒状、粉末状の物を除く	
虫除けスプレー		
制汗ジェル、スプレー		
整髪ジェル、スプレー類		
育毛・養毛剤		
ジェル状リップクリーム・ ジェル状口紅	ジェル状リップクリーム、 ジェル状 リップグロス、ジェル状口紅 ※ただし、スティック状の物を除く	
液状ファンデーション		
香水、コロン（液状、ジェル状、スプレー）	香水、トワレ、コロン	
液状除菌剤	ハンドサニタイザー	
液体せっけん		
液体マスカラ、液状アイライナー		
化粧クレンジング、洗顔用品	洗顔フォーム、メイク落とし	
口腔洗浄液、口中清涼剤	マウスウォッシュ、口臭スプレー	
マニキュア、マニキュア落とし		
シャンプー、リンス、トリートメント		
ハミガキ	（いわゆる歯磨き粉）	
その他		
液体、ジェル状又はエアゾール物質	水のり、修正液、万年筆インク、墨汁、水性絵の具	可能（ただし、100ml以下の個々の容器で、それらの容器を1リットル以下のジッパー付き透明プラスチック袋に入れてください。）
液体洗剤、柔軟剤、染料	衣料用洗剤、おしゅれ着洗い用洗剤、ドライマーク衣料洗剤、アイロン用仕上げ材、染み抜き剤、台所用洗剤、住宅・トイレ・バス・ガラス用洗剤、畳・カーペットクリーナー、電気製品用クリーナー	
靴墨、靴クリーム		
喫煙用ライター ※燃料が吸収材に吸収されていないオイルライターは客室内への持ち込み及び受託手荷物での取扱いはできません ※客室内への持ち込みは、一人一個に限ります	使い捨てライター（いわゆる百円ライター）、充填式ライター、ジッポライター	客室内持ち込みに限り可能（1リットル以下のジッパー付き透明プラスチック袋に入れてください。） ※米国便などについては、外国当局による別の規制がある場合がありますので、ご利用の航空会社にご確認下さい。

以下に掲載するものは、今回の液体物の対象ではありますが、**例外扱いされるもの**です。
 100ml以下という容器の制限もありませんし、1リットル以下のプラスチック袋に入れたりする必要はありませんが、「**医薬品**」として**検査員に申し出ていただく必要があります**。

品目	代表例	客室内持ち込みの可否
医薬品類 （非放射性のもの）		
液状、ジェル状の処方薬品、市販薬品 （目薬、医療用食塩水を含む）	液状風邪薬、液状胃腸薬、咳止めシロップ、ジェルカプセル薬、コンタクトレンズ用剤（保存液）、熱冷ましシート	客室内で必要となる量に限って持ち込みが可能です。（検査員への申告が必要） ※下欄を参照
食事療法者、身体障害者、輸送患者に対する水、ジュース、液状栄養食品、糖尿病患者用の特別食品	糖尿病患者用食品	
乳幼児食品、母乳、妊産婦用食品等 ※乳幼児同伴の場合に限る	乳児用離乳食、乳児用飲料（乳児用のほうじ茶、乳幼児用スポーツドリンク、妊産婦用栄養ドリンク、妊婦用ゼリー）	
その他	水、保冷材（要冷蔵薬（インシュリン・ホルモン剤など）を冷やす目的で、これらの医薬品と同梱されている場合に限る）	

保安検査員は、必要に応じ、旅券・搭乗券の他に当該液体物の持ち込みが必要とされる適切な証拠（処方箋の写し、薬袋、診断書、飲食等）の提示を求め、不審な場合や疑わしい場合には、接触検査及び開披検査を実施することがあります。

なお、液状・ジェル状の薬品で、100ml以下の個々の容器に入ったものは、1リットル以下のジッパー付き透明プラスチック袋に入れていただくことにより、検査員に申し出ることなく、他の液体物と同じように、客室内への持ち込みが可能です。

以下に掲載するものは、今回の液体物制限にあたり、**対象外となるものの例**です。全てではありませんが、対象となるか判断する場合の参考として掲載しております。
 これらのものは、**持ち込む量にかかわらず、客室内への持ち込みが可能です**。客室内への持ち込みについて、特に申し出ていただく必要はありませんので、手荷物内に入れたままで問題ありません。

品目	代表例	客室内持ち込みの可否
食品類		
農産乾物	胡麻、干し椎茸、豆類、切り干し大根、かんぴょう、高野豆腐、ビーフン、きくらげ、乾燥野菜、春雨、乾燥よもぎ、湯葉	客室内への持ち込みが可能です。（特別な申告などは必要ありません。）
加工水産（乾燥）	味付け海苔、焼き海苔、青のり、乾燥わかめ、とろろ昆布、だし昆布、根昆布、ひじき、煮干し、いりこ、鰹節、削り節	
加工水産（塩蔵魚介類）	以下の缶詰、瓶詰め、プラスチック容器詰め、真空パック詰め 【雲丹、数の子、いくら、クラゲ、明太子、キャビア、鮭フレーク、ちりめん】 ※ただし、塩辛など液体の含有量が多いものは制限の対象となります。	
菓子類	キャンディ・キャラメル、チョコレート、チューインガム、ビスケット・クッキー、米菓、スナック（ポテトチップ、ポップコーン、えびせん）、豆菓子、生菓子（団子、柏餅、草餅、大福、おはぎ、水羊羹、葛桜、生ケーキ、シュークリーム、パイ）、半生菓子（どら焼、蒸しケーキ、饅頭、最中、カステラ、甘納豆、バームクーヘン、スイスロール、マドレーヌ、パウンドケーキ、ドーナツ）焼き菓子、油菓子、綿菓子、乾パン、盆供え菓子	
その他	チーズ（チューブ容器詰めなどを除く）、納豆、生卵、果物	
化粧品類		
ウェットティシュー		客室内への持ち込みが可能です。（特別な申告などは必要ありません。）
メイク用コットン、美容パック（紙製）	ふき取りクレンジング紙、保湿パック紙、美容パック紙	
日用品		
筆記具	万年筆、ボールペン	客室内への持ち込みが可能です。（特別な申告などは必要ありません。）
その他		
ジェル入りバスタップ・ブラ（着用可）		（特別な申告などは必要ありません。）
医療整形、美容整形として使用されている物（人工乳房、生理的食塩水、豊胸用充填物）	シリコン	